

令和4年5月31日

岐阜県行政書士会

会長 森 伸二 様

江南市農業委員会事務局

県営水質保全対策事業（昭和用水地区）対象地域の受益地に対する
昭和用排水土地改良区の方針について（お知らせ）

平素は、本農業委員会に対しまして、格別のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、昭和用排水土地改良区から県営水質保全対策事業（昭和用水地区）を継続するために、当該事業対象地域の受益地に対する昭和用排水土地改良区の方針について下記のとおり示されました。

つきましては、江南市農業委員会事務局としましては、この昭和用排水土地改良区の方針を尊重して対応いたしますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

記

1. 事業対象地域の受益地に対する当土地改良区の方針

後述の2.（1）の工期（～R7）の間は、事業対象地域の受益地に対する農振除外や農地転用について、原則、「本土地改良区としては差し支える」意見とします。

ただし、農振農用地以外の受益地については、分家住宅の農地転用の場合、これまでどおり「本土地改良区としては差し支えない」意見とします。

2. その他

（1）県営水質保全対策事業（昭和用水地区）の概要

- ・事業目的 本地区の用水施設について、農業用水路の老朽化等による漏水や破損を防ぐため、平成29年度から水質保全対策事業により施設更新を行っている。
- ・受益面積 当初 36.0ha うち農振農用地 24.6ha
現在 30.6ha うち農振農用地 20.4ha
- ・対象地域 前野町、力長町、今市場町、安良町、寄木町、天王町、北山町、南山町、小折町、小折本町の田の一部
※大口町、扶桑町地内も対象地域あり
- ・工期 H29～R7（予定）

(2) 事業継続の要件

- ・ 農振農用地の受益面積が 20ha を下回ると事業が継続できません。
- ・ 全体の受益面積についても一定数を下回り、県が示す総費用総便益費
(総便益額÷総費用) の割合が一定基準を満たさないと事業が継続できません。

※管水路の施設更新は非常に高額になることから、県営事業が継続できなくなった場合の残りの施設更新は、断念しなければならない可能性も十分にあり、農業用水の安定供給とその基盤となる土地改良施設の維持管理を使命とする土地改良区としては、県営事業は何としても完了しなければならない事業であると位置づけています。